

タワー対応ソフトウェア開発者規約

2006年11月20日発行

2019年8月28日改訂

タワー推進委員会

タワー事務局

第1条（総則）

本規約は、タワー推進委員会（以下「委員会」）が、タワーに接続して株価データを取得するためのAPI（Application Program Interface「タワースコープ」と呼称します）を利用するための認証情報（「開発用タワーチケット」と呼称します）を、ソフトウェアを開発しようとする者（以下「開発者」）に提供するにあたり、タワースコープおよび開発用タワーチケットの利用条件、および委員会が開発者に提供するサービスの内容について定めるものです。

開発者が本規約に違反した場合、委員会は何ら予告することなく開発者の権利を失効させ、当該ソフトウェアがタワーへ接続できなくなる処置をとることができる権利を有するものとしします。

第2条（委員会）

1. 構成

委員会は、リアルタイム株価データサービス「タワー」の株価データ提供元である株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイドと、その販売代理をするデータ・ゲット株式会社のスタッフ、および有識者により構成されています。

2. 業務

委員会は、ソフトウェアがタワースコープを利用してタワーに接続するための要件を定めるとともに、タワースコープを頒布し、開発者に対して「開発用タワーチケット」を発行します。

第3条（タワー事務局）

委員会と開発者の連絡業務、タワースコープの仕様変更やバージョンアップに伴うサポート業務は、データ・ゲット株式会社に設置されたタワー事務局が行うものとしします。

第4条（開発者）

委員会から直接、開発用タワーチケットの提供を受けた者を開発者と定義します。

タワースコープを利用して、開発用ホストに接続することができます。

第5条（開発者の権利、義務および禁止事項）

1. ソフトウェアを販売、頒布する権利

タワースコープの著作権および知的財産権の一切は委員会が保有しますが、開発者はタワースコープを利用したソフトウェアを開発し、委員会の許可の元で、タワースコープのライブラリファイルを組み込んだソフトウェアを不特定の第三者に販売、頒布することができるものとします（第8条）。

2. 開発者用環境の提供

開発期間中、開発者はタワースコープを介して、委員会が開発環境として別途用意した「タワー」とほぼ同等のデータベースサーバー（開発用ホストと呼称します）に接続するものとします。ソフトウェアを公開する段階で、接続テストなどの所定の手続きを経て「タワー」に接続できるものとします。

3. タワースコープの個人的利用の制限

開発者あるいは、開発者にソフトウェアの開発を依頼した特定の個人だけが使用することを目的とし、第三者への提供を伴わないソフトウェアにおいては「タワー」への接続はできないものとします。

ただし、開発用ホストへの接続は開発中の接続とみなし、個人接続を制限しません。

4. タワースコープの再配布の禁止

開発者は、委員会の文書による了解を得ずに、タワースコープの全部もしくは一部に関して、第三者に販売、頒布、貸与、譲渡、またはその他の処分をおこなうことはできないものとします。

5. 改変等の禁止

開発者は、タワースコープに含まれるライブラリの全部または一部を改変、サブライセンス、リバースエンジニア、逆コンパイルまたは逆アセンブルなどを行うことはできないものとします。

6. 守秘義務

開発者は、ソフトウェアを開発する上で知り得た、タワースコープ、開発用ホストおよび「タワー」についてのいかなる情報も第三者に開示してはならないものとします。

7. データ配信者の明示義務

開発者がソフトウェアを販売、頒布する際には、株価データの配信者がイメージシティ株式会社であることをソフトウェア上に明示するものとします。

8. 外部配信機能の実装の禁止

タワーが提供するリアルタイム情報を含む全てのデータは個々の端末のみで利用するものとし、外部配信することを禁止します。

9. 接続方法の説明義務

開発者がソフトウェアを公開した時には、そのユーザーが速やかにデータを取得できるよう、ソフトウェア本体および添付文書を工夫し、タワーへの接続方法を説明する義務を負うものとします。

第6条（開発用タワーチケット）

開発用タワーチケットはID、パスワードおよびベンダーIDからなる、タワースコープが開発用ホストに接続するために必要な認証情報とします。通常の「タワー」への接続認証には利用できません。

開発用ホストに負荷のかかる接続があった場合、委員会は何ら予告することなく開発者が開発用ホストおよび「タワー」に接続ができなくなる処置を行う権利を有するものとします。

第7条（開発用タワーチケットの購入）

開発用タワーチケットの代金は一般消費者用タワーチケットと同額とし、6か月分ごとに購入するものとします。開発者は重大な過失を犯さぬ限りにおいて、「開発用タワーチケット」をタワーのホームページ上から任意に購入することができるものとします。委員会は指定口座への入金を確認された後、郵送によって開発用タワーチケットを発行します。

第8条（開発の完了と運用契約）

開発者は、タワースコープを利用したソフトウェアを販売、頒布する以前に、ソフトウェアの開発が終了した旨を委員会に連絡するものとします。委員会が開発用ホストを用いてソフトウェアの接続動作などを確認し、適格であったものに対し、「タワー」に接続するためのライブラリを当該ソフトウェアに組み込むことを許可します。

委員会による販売・頒布の承認の上で、データ・ゲット株式会社と開発者との間でサポーター登録契約を結ぶことで、開発の完了とします。

開発が完了していないソフトウェアによる「タワー」への接続があった場合、委員会は何ら予告することなく、当該ソフトウェアが開発用ホストおよび「タワー」に接続ができなくなる処置を行う権利を有するものとします。

第9条（開発完了後のバージョンアップ）

開発者は、開発完了後も引続きソフトウェアに改良を加える時は、開発用環境を利用するものとします。また、タワーへの接続方法などの変更をした時など、必要に応じて委員会に報告し、接続テストを依頼するものとします。

第10条（サービスの終了）

委員会は、任意に当サービスを終了することができるものとします。委員会は、当サービスを中止する場合であっても、中止に伴う開発者または第三者の損害について一切の責任を負わないものとします。

第11条（規約の変更）

委員会は、サービス運営上の必要が生じたとき、任意に規約を変更できるものとします。開発者が規約改正に同意できない場合は、ソフトウェアの開発を中止するものとします。また、委員会が開発者に対して通知する諸規定は、通知の方法を問わず、本規約の一部をなすものとします。

第12条（免責）

委員会は、直接であるか間接であるかに関わらず、タワースコープが受信したデータの内容、情報の正確さ、有用さについて、いかなる保証もしないものとします。

委員会は、本サービスで提供される機能及び各種データは開発途上のものが含まれていることをお断りし、また永続的に同一のものを提供することについて、保証しないものとします。

委員会は、タワースコープの使用によって発生したソフト、ハードの破損、不具合等について、委員会の責めに帰すべき事由により損害を被った場合でも一切の責任を負わないものとします。

委員会は、当サービスの利用により発生した開発者または第三者の損害（他者との間で生じた紛争に起因する損害等も含みます）に対して、名目の如何にかかわらず、いかなる責任も負わないものとし、当該損害を賠償する義務を負わないものとします。

委員会は、証券取引所、電気通信事業者、電気事業者その他の事業者の都合により生じる会員の不利益について、一切の責任を負わないものとします。

第13条（権利義務の履行）

開発者との間で結ばれる諸契約の締結および権利義務の履行は、データ・ゲット株式会社が委員会を代表してこれにあたるものとします。

第14条（準拠法）

本規約は、成立、効力、解釈及び履行を含め、全ての事項について日本国法令に従うものとします。

委員会と開発者との間で本サービスに関連して紛争が生じた場合は、当該当事者間で都度誠意をもって協議解決を図るものとし、協議により解決に至らなかった場合、東京地方裁判所を委員会と開発者の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。